

供給側Q E推計における補助系列（「47 特殊産業機械」「58 その他の製造工業製品」）  
の推計方法の変更について

平成19年11月30日  
経済社会総合研究所  
国民経済計算部

供給側Q E推計において、90品目分類ベースで出荷額確報値（コモ値）を四半期の動向を表す補助系列で延長している。このうち製造業の品目については、補助系列の大宗が「生産動態統計調査」（経済産業省）を基礎資料としている（確報値は「工業統計表」（経済産業省）に基づいて推計）。

「生産動態統計調査」の調査品目は限定されているため、90品目分類において「工業統計表」と比較すると、内訳品目のシェアが異なる場合が生じる。その結果、「生産動態統計調査」を用いる速報値と「工業統計表」を用いる確報値の間において90品目分類で乖離が生じることがある。

今回、この乖離幅を縮小させるため、平成19年7－9月期2次Q E（12月7日公表予定）以降、90品目分類で速報値と確報値が大きな乖離を示している「47 特殊産業機械」「58 その他の製造工業製品」に関して以下のように推計方法の変更を行うこととする。

（推計方法の変更）

補助系列（「47 特殊産業機械」「58 その他の製造工業製品」）に関し、乖離の主な要因となっている品目を再分割して推計することとし、次のように推計方法の変更を行う。

【変更前】①「47 特殊産業機械」の確報値に「生産動態統計調査」の該当する品目の伸び率を乗じて、「47 特殊産業機械」の速報値の推計を行う。「58 その他の製造工業製品」についても同様に推計を行う。

【変更後】①「47 特殊産業機械」の中から「掘削機械」、「58 その他の製造工業製品」の中から「電子応用玩具」を抽出し、再分割して推計する。  
②「47 特殊産業機械」の確報値における「掘削機械」及び「掘削機械以外」のシェアに、「生産動態統計調査」の該当する品目の伸び率を乗じて、「47 特殊産業機械」の速報値の推計を行う。「58 その他の製造工業製品」についても同様に推計を行う。

（参考）

統計委員会 第1回国民経済計算部会 資料4－2「供給側Q E推計における補助系列（「47 特殊産業機械」「58 その他の製造工業製品」）の推計方法の改善について」（[http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/sna\\_1/siryu\\_4-2.pdf](http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/sna_1/siryu_4-2.pdf)）